

八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時におけるブロック塀等の倒壊による事故の発生及び避難経路の閉塞を未然に防止することを目的として、避難路に面する危険なブロック塀等の安全対策に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 避難路 八戸市地域防災計画又は八戸市耐震改修促進計画に位置付けられた避難路をいう。
- (2) ブロック塀等 組積造の塀及び補強コンクリートブロック造の塀（門柱を除く。）をいう。
- (3) 耐震診断 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省建築指導課長通知）を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 専門家 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士又は公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者若しくはこれと同等の資格を有する者をいう。
- (5) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて専門家の設計により行われるブロック塀等の耐震改修工事をいう。
- (6) 建替え ブロック塀等を撤去し、当該撤去相当分の距離に軽量なフェンスを設置する工事をいう。
- (7) 除却 ブロック塀等の全部又は一部を取り除く工事をいう。
- (8) 耐震改修工事等 ブロック塀等の耐震化を図るために行う、耐震改修、建替え又は除却をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）を滞納していない個人で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内に存するブロック塀等の所有者（当該所有者の配偶者又は二親等内の親族を含む。）であって、当該ブロック塀等について耐震改修工事等を行う者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

（補助対象塀）

第4条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象塀」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 避難路沿道に存するもの。
- （2） 専門家又は耐震改修工事等の施工業者による耐震診断の結果、不適合な項目があり、倒壊の危険性があると判断されたもの。
- （3） 道路面からの高さ（基礎を含む。）が1 m以上であるもの。
- （4） 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの。
- （5） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の規定に基づく命令を受けていないもの。

（補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事等で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 国、地方公共団体の公共用地の取得に伴う損失補償を受ける予定がないもの。
- （2） 国、地方公共団体その他公共団体の他の制度に基づく補助金等の交付を受ける予定がないもの。
- （3） 耐震改修工事等の結果、補助対象塀又は設置するフェンスが地震に対して安全な構造となること（除却の場合を除く。）。
- （4） 耐震改修工事等の結果、補助対象塀又は設置するフェンスが建築基準法第42条に規定する道路に突出して残存しない等、同法の規定に適合すること。
- （5） 補助対象塀の一部を除却する場合は、道路面からの高さ（基礎を含む。）が1 m未満となること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額に2/3を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。）とし、120,000円を上限とする。

- （1） 耐震改修工事等に要する費用の額
- （2） 1 m当たり15,000円を補助対象塀の総延長に乗じて得た額

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、耐震改修工事等に関する契約の締結前に八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 敷地の位置図（縮尺1,000分の1程度で工事区域を明示したもの）

- (2) 耐震改修工事等を実施する補助対象塀等の配置図（前面道路幅員、補助対象塀並びに設置するフェンスの位置及び距離を明示したもの）
- (3) 耐震改修工事等を実施する補助対象塀並びに設置するフェンスの高さ及び仕様を示した概要図等
- (4) 専門家の設計図書（耐震改修の場合に限る。）
- (5) 現況写真（補助対象塀の状況が分かるものを2枚以上）
- (6) 契約締結予定の施工業者から徴収した工事見積書
- (7) 補助対象者本人であることを確認できる書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード等の写し）
- (8) 補助対象塀が存する敷地の所有者を確認できる書類（固定資産税課税明細書の写し、登記事項証明書等）
- (9) 市税の滞納がない証明書又は添付書類省略に係る同意書（別記第2号様式）
- (10) 補助対象塀の所有者が申請者以外にもいる場合にあっては、工事同意書（別記第3号様式）
- (11) 代理人が申請する場合にあっては、委任状（別記第4号様式）
- (12) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、交付すると決定したときは、八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同項の通知後に耐震改修工事等に関する契約を締結し、補助事業に着手しなければならない。

3 市長は審査等により、交付しないと決定したときは、八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第6条の規定による取下げは、八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付申請取下届出書（別記第7号様式）により行わなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容の変更（軽微な変更（当初の事業目的を変更しない範囲のものであって、補助金の額に変更を生じないものをいう。）を除く。）、中止又は

廃止をするときは、八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業（変更・中止・廃止）承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出し承認を受けなければならない。この場合において、第8条第1項の規定により交付の決定を受けた補助金の額を増額することはできないものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業（変更・中止・廃止）承認通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）に係る報告は、当該事業完了後30日以内又は当該事業完了の日の属する市の会計年度の1月末日のいずれか早い日までに、八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業完了実績報告書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- （1） 耐震改修工事等を実施した補助対象塀又は設置したフェンスの高さ及び仕様を示した概要図等
- （2） 工事の着手前から完了後までの状況が分かる工程ごとの写真及び全景写真
- （3） 工事契約書の写し
- （4） 耐震改修工事等に要した費用に係る施工業者からの請求書及び領収書の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金額確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定の日から20日以内に、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 規則第16条の規定による返還命令は、八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金返還命令書（別記第13号様式）により行うものとする。

（立入検査等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に建築物若しくは敷地等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象塀の耐震改修工事等が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（調査に対する協力）

第17条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備及び保存）

第18条 補助事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、これらを補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 市長は、この要綱の実施に関して、必要な事項に関する質問や書類等の提出を補助事業者に求めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月22日から実施する。

この要綱は、令和3年5月21日から実施する。

この要綱は、令和4年5月6日から実施する。

この要綱は、令和5年4月21日から実施する。

この要綱は、令和7年4月18日から実施する。